

第 6 期 池 田 市 障 害 福 祉 計 画
第 2 期 池 田 市 障 害 児 福 祉 計 画
(素案)

令和3年 月

池田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の基本理念	3
第2章 障がい者等の状況	5
1 人口の推移	5
2 障がいのある人の状況	6
3 障がい福祉サービス等の実施状況	10
第3章 障がい福祉サービス等の目標及び見込み	14
【第6期障害福祉計画】	
1 成果目標の設定	14
2 障がい福祉サービスの見込量	20
3 地域生活支援事業の見込量	30
【第2期障害児福祉計画】	
1 成果目標の設定	37
2 障がい児福祉サービスの見込量	41
3 こども・子育て支援における障がい児の受け入れ	49
第4章 計画の推進に向けて	47
1 計画の推進体制	47
2 計画の進行管理	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成8年に障がいのある人の施策に関する基本的な計画「池田市障害者計画」を作成し、平成30年3月には「第5期池田市障害者計画」を策定しました。

平成19年3月に、障がい福祉サービス等の提供体制を確保する数値目標を示す、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」）」に基づく「第1期池田市障害福祉計画」を策定し、平成30年3月には「第5期池田市障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第1期池田市障害児福祉計画」を策定し、「一人ひとりの人格と個性を尊重した共に生きる地域社会づくり」を基本理念に障がいのある人に関する施策を総合的に推進してきました。

本計画は、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活営むことができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定めるため総合支援法第88条に基づく、また、児童福祉法第33条の20に基づく「第6期池田市障害福祉計画及び第2期池田市障害児福祉計画」を策定するものです。

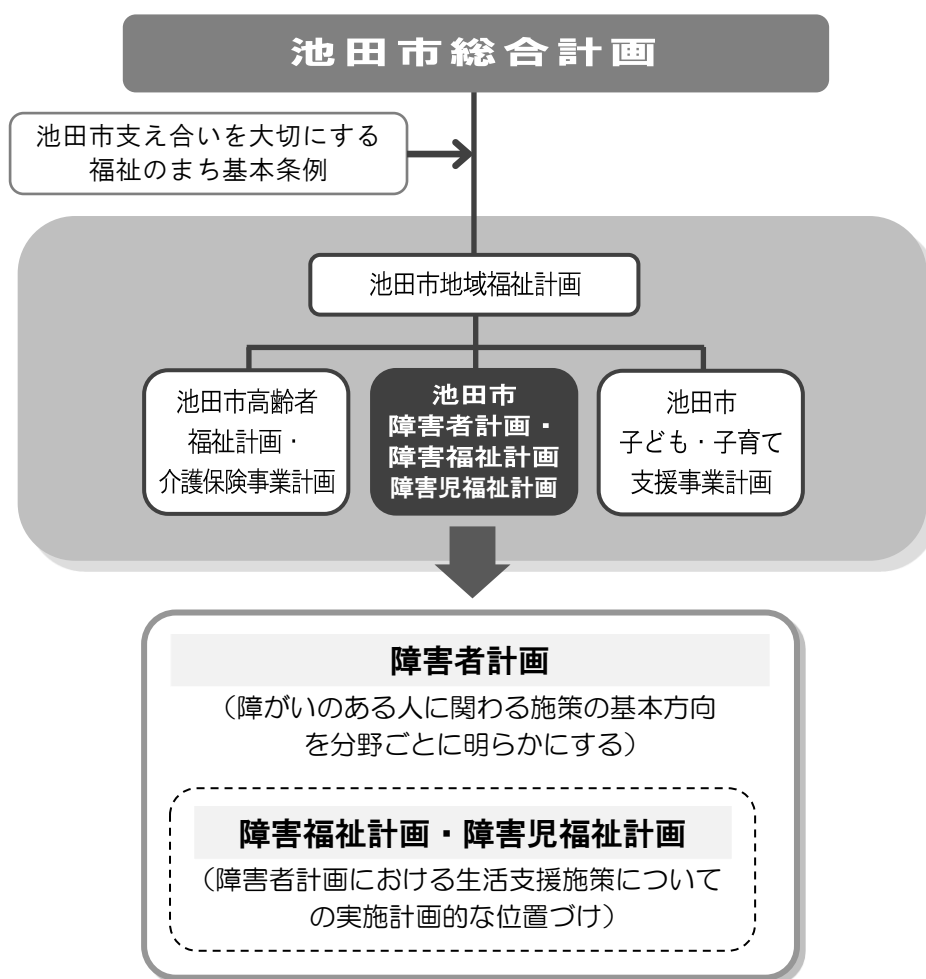
2 計画の期間

計画の期間

2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和 1	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5
第4期 障害者計画			第5期 障害者計画					
第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画			第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画		
平成23年～			第6次池田市総合計画					第7次
平成23年～第2期			第3期池田市地域福祉計画					第4期

3 計画の位置づけ

本計画は、「池田市総合計画」を上位計画として、「池田市地域福祉計画」、「池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「池田市子ども・子育て支援事業計画」など、既存の関連計画・構想との整合性を保ちながら策定しています。



4 計画の基本理念

本市では、障害者基本法に基づく第5期障害者計画に揚げた、

「一人ひとりの人格と個性を尊重した共に生きる地域社会づくり」

を基本理念に障がいのある人の施策の推進に努めています。

本計画の基本理念は、上記基本理念を継承し、次に掲げる基本事項に配慮して作成しました。

1. 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2. 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図る。

3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

6. 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくための提供体制の確保とそれを担う人材を確保していくため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組む。

7. 障がい者の社会参加を支える取組

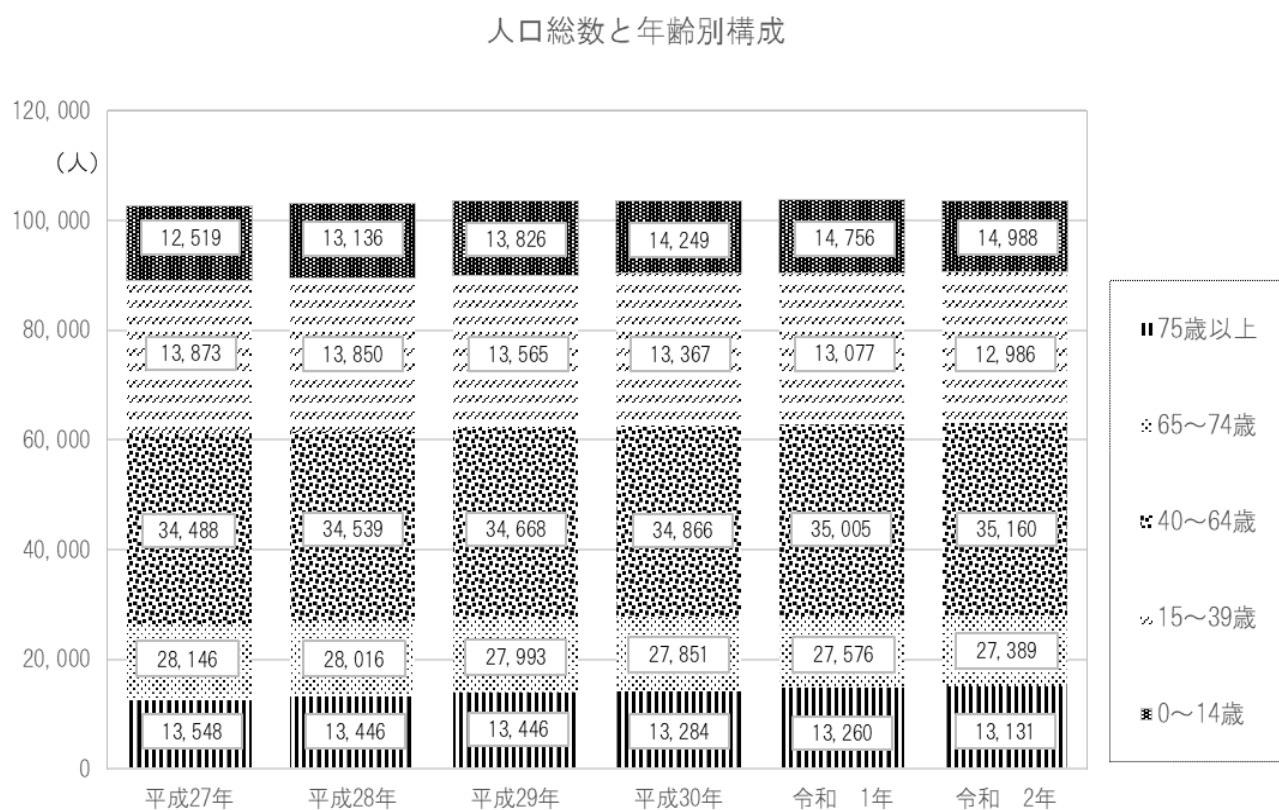
障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援と、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

第2章 障がい者等の状況

1 人口の推移

池田市の人口は、103,654人、世帯数は48,973世帯です（令和2年9月末現在）。
10万人は超えています、減少傾向となっています。

年齢別人口構成については、65歳以上の高齢人口の割合が27.0%と市民の4人に1人以上が高齢者となり、特に後期高齢者となる75歳以上の割合が14.5%とこの3年間に1%以上の増加となっています。



※住民基本台帳人口（各年9月末現在）

2 障がいのある人の状況

《身体障がいのある人》

身体障がい者手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で3,178人となっています。障がい種別ごとにみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.9%にとどまり、65歳以上の人が74.7%を占めるなど高齢化が進んでいます。

年齢別・障がい区分別身体障がい者手帳所持者数(人)

区 分	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成27年度	3,340	213	214	36	1,865	1,012
平成28年度	3,380	212	208	36	1,857	1,067
平成29年度	3363	209	225	38	1813	1078
平成30年度	3227	203	224	40	1708	1052
令和元年度	3178	203	226	41	1653	1055
0～17歳	60	2	3	0	38	17
18～64歳	745	54	46	19	400	226
65歳以上	2373	147	177	22	1215	812

注) 各年度とも3月末現在

《知的障がいのある人》

療育手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で742人と、増加傾向が続いています。障がい程度別では、重度であるAが全体の43.3%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が30.5%、18歳以上の人が69.5%の割合になっています

年齢別・等級別療育手帳*所持者数(人)

	総 数	A	B 1	B 2
平成27年度	652	311	137	204
平成28年度	652	311	133	208
平成29年度	709	320	149	240
平成30年度	737	325	148	264
令和元年度	742	321	143	278
0～17歳	226	70	28	128
18～64歳	494	236	110	148
65歳以上	22	15	5	2

注) 各年度とも3月末現在

《精神障がいのある人》

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年(2020年)3月末現在で783人、また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、1,787人となっています。

年齢別・等級別精神障がい者保健福祉手帳*所持者数(人)

	総 数	1 級	2 級	3 級
平成27年度	838	78	568	192
平成28年度	882	68	612	202
平成29年度	906	53	618	235
平成30年度	907	46	600	261
令和元年度	783	33	490	260
0～17歳	44	0	16	28
18～64歳	642	21	405	216
65歳以上	97	12	69	16

注1) 各年度とも3月末現在

注2) 令和元年度末において、手帳有効期限等精査したため減少する

参考 自立支援医療（精神通院）

（年度内受給者証交付人数 単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
総 数	1, 585	1, 638	1, 701	1, 756	1, 781	1, 859

《難病※①患者（指定難病受給者）の状況》

難病患者について、特定医療費（指定難病）受給者数の年次推移をみると下表のとおりで、平成27年度(2015年度)に比べ、令和2年度(2020年度)は・・・%増となっています。

（毎年4月1日現在 単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
総 数	824	891	1, 049			

平成27年(2015年)1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行された以降、難病医療費助成の対象疾病数（指定難病※②）は、令和1年7月1日現在で333疾病に拡大され、それに伴い、障害者総合支援法における障がい福祉サービス等の対象となる疾病も、令和1年(2019年)7月1日現在で361疾病へ拡大されました。

※① 難病 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものです。

※② 指定難病

指定難病とは、難病のうち以下の要件のすべてを満たすものを、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもので、医療費助成の対象となっています。

○ 患者数が本邦（日本全国）において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと

○ 客観的な診断基準（またはそれに順ずるもの）が確立していること

《障がい支援区分認定の実施状況》

障害者総合支援法に基づく障がい者支援区分認定の状況は、以下のとおりです。

【平成29年度】

単位：人

障がい種別	総 数	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体障がい者	47	0	2	10	7	4	24
知的障がい者	66	0	5	18	21	7	15
精神障がい者	46	2	13	19	9	1	2
総 数	159	2	20	47	37	12	41

【平成30年度】

単位：人

障がい種別	総 数	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体障がい者	61	0	10	11	10	4	26
知的障がい者	152	0	8	26	45	40	33
精神障がい者	66	0	20	27	17	2	0
総 数	279	0	38	64	72	46	59

【令和 1年度】

単位：人

障害種別	総 数	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
身体障がい者	60	0	6	11	10	7	26
知的障がい者	57	0	4	9	19	14	11
精神障がい者	86	0	26	42	18	0	0
総 数	203	0	36	62	47	21	37

3 障がい福祉サービス等の実施状況

第4期障害福祉計画期間中の障がい福祉サービス（自立支援給付、地域生活支援事業、障がい児支援サービス）の利用実績については、以下の表のとおりです。

《自立支援給付によるサービスの利用実績（月平均）》

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
居宅介護	身体(時間)	3,051	2,140	3,133	2,152	3,214	2,288
	知的(時間)	965	772	1,060	619	1,154	772
	精神(時間)	1,145	920	1,190	918	1,235	950
	障がい児(時間)	512	233	483	165	483	300
	合計(時間)	5,673		5,866		6,086	4,310
重度訪問介護	身体(時間)	1,888	1,586	2,265	1,986	2,265	2,350
	知的(時間)	0	0	0	0	0	
	精神(時間)	0	0	0	0	0	
	合計(時間)	1,888	1,586	2,265	1,986	2,265	2,350
同行援護	身体(時間)	680	670	685	802	690	800
	障がい児(時間)	5	14	5	10	5	15
	合計(時間)	685	684	690	812	695	815
行動援護	知的(時間)	0	0	0	0	0	0
	精神(時間)	0	0	0	0	0	0
	障がい児(時間)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間)	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	身体(時間)	0	0	0	0	0	0
	知的(時間)	0	0	0	0	0	0
	精神(時間)	0	0	0	0	0	0
	障がい児(時間)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間)	0	0	0	0	0	0
短期入所	身体(人日分)	51	48	51	57	51	57
	知的(人日分)	195	274	209	238	216	270
	精神(人日分)	3	1	6	1	6	2
	障がい児(人日分)	38	18	38	28	38	30
	合計(人日分)	287	341	304	324	311	359
生活介護	身体(人日分)	973	981	1,027	918	1,081	985
	知的(人日分)	3,232	3,105	3,329	3,092	3,427	3,150
	精神(人日分)	414	288	443	294	473	320
	合計(人日分)	4,619	4,374	4,799	4,304	4,981	4,455
自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	身体(人日分)	32	37	65	24	97	24
	知的(人日分)	121	62	121	82	141	100
	精神(人日分)	139	127	162	88	162	120
	合計(人日分)	292	226	348	194	400	244

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和 2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
就労移行支援	身体(人日分)	55	39	55	48	73	50
	知的(人日分)	176	192	215	189	234	285
	精神(人日分)	238	257	255	288	272	380
	合計(人日分)	469	488	525	525	579	715
就労継続支援(A型)	身体(人日分)	189	350	231	303	252	292
	知的(人日分)	304	379	342	354	399	380
	精神(人日分)	473	521	543	583	613	660
	合計(人日分)	966	1,250	1,116	1,240	1,264	1,332
就労継続支援(B型)	身体(人日分)	161	120	161	131	178	172
	知的(人日分)	975	899	1,013	975	1,051	1,200
	精神(人日分)	493	462	515	463	549	680
	合計(人日分)	1,629	1,481	1,689	1569	1,778	2,052
就労定着支援	身体(人)	0	1	1	1	2	1
	知的(人)	0	0	1	0	2	1
	精神(人)	0	5	1	7	2	5
	合計(人)	0	6	3	8	6	7
共同生活援助 (グループホーム)	身体(人)	5	5	6	4	7	3
	知的(人)	73	68	77	70	81	75
	精神(人)	13	10	14	11	15	17
	合計(人)	91	83	97	85	103	95
施設入所支援	身体(人)	30	32	30	30	29	24
	知的(人)	43	42	43	42	42	47
	精神(人)	1	1	1	1	1	1
	合計(人)	74	75	74	73	72	72
療養介護	(人)	11	11	11	10	11	10
自立生活援助	身体(人)	0	0	1	0	1	0
	知的(人)	0	0	1	0	1	0
	精神(人)	0	0	1	0	1	0
	合計(人)	0	0	3	0	3	0
計画相談支援	身体(人)	8	9	10	9	11	11
	知的(人)	25	27	29	32	34	41
	精神(人)	28	17	32	16	37	22
	障がい児(人)	1	1	1	1	2	1
	合計(人)	62	54	72	58	84	75
地域移行支援	身体(人)	0	1	0	0	0	0
	知的(人)	0	0	1	0	2	0
	精神(人)	1	0	2	1	3	1
	合計(人)	1	1	3	1	5	1
地域定着支援	身体(人)	0	1	0	1	0	1
	知的(人)	0	0	0	0	1	0
	精神(人)	2	1	2	0	3	0
	合計(人)	2	2	2	1	4	1

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月末までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

《地域生活支援事業の利用実績（年間）》

事業名等		平成30年度		令和元年度		令和 2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障がい者相談支援事業	4か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	4人	4人	5人	4人	6人	3人
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	150件	108件	150件	108件	150件	100件
	要約筆記者派遣事業	126件	83件	127件	60件	127件	70件
	手話通訳者設置事業	2人	1人	2人	1人	2人	1人
	手話奉仕員養成研修事業	12人	11人	12人	13人	12人	12人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	10件	4件	10件	5件	10件	6件
	自立生活支援用具	15件	11件	15件	7件	15件	9件
	在宅療養等支援用具	20件	19件	20件	21件	20件	20件
	情報・意思疎通支援用具	27件	19件	29件	17件	32件	17件
	排せつ管理支援用具	1966件	1,988件	1,982件	1,870件	1999件	1980件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	1件	0件	1件	1件
移動支援事業	利用者数	309人	287人	323人	282人	339人	293人
	利用時間数(延べ時間)	71,880時間	64,389時間	75,009時間	64,584時間	78,585時間	69,700時間
地域活動支援センター事業	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	212人	人	221人	人	231人	225人

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月末までの実績値をもとにした見込量

《児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの利用実績（月平均）》

サービス名	平成30年度		令和元年度		令和 2年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
児童発達支援（人日分）	696	727	696	682	696	759
医療型児童発達支援（人日分）	42	40	42	11	42	1
放課後等デイサービス（人日分）	1,427	1,647	1,611	2,103	1,794	2,241
保育所等訪問支援（回）	2	0	2	1	2	1
障がい児相談支援（人）	6	6	7	7	8	13

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月末までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

《重点目標の達成状況》

目標項目		数値目標	達成状況
福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活への移行数	令和2年度末 7人	令和2年3月末現在 5人
	施設入所者の削減数	令和2年度末 1人	令和2年9月末現在 1人
地域生活支援拠点等の整備		整備	令和2年4月整備
福祉施設から一般就労への移行 (年間一般就労移行者数)		令和2年度 21人	令和1年度 16人
就労移行支援事業の利用者数		令和2年度末 32人	令和1年度末 24人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率		就労移行率が3割以上の 事業所が全体の5割以上	未達成
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額		令和2年度 15,391円	令和1年度 11,954円

第3章 障がい福祉サービス等の目標及び見込み

【 第6期障害福祉計画 】

1 成果目標の設定

国が令和2年(2020年)5月に示した「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正、及び、大阪府が令和2年(2020年)10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、障害福祉計画における成果目標を次のように設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	目 標	備 考
令和5年度(2023年度)末の 地域移行者数	5人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和1年度(2019年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域移行する <u>本市における設定方法</u> ・令和1年度(2019年度)末時点の施設入所者数 73人×6%=5人 小数点切り上げ
令和5年度(2023年度)末の 施設入所者数 (削減数)	72人 (1人)	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和1年度(2019年度)末時点の施設入所者数から1.6%削減する <u>本市における設定方法</u> ・令和1年度(2019年度)末時点の施設入所者数 73人×98.4%=72人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、

- ・精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしをすることができるよう、市は保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置。
(本市では、池田市地域自立支援協議会の精神部会を協議の場として位置付けています。)
- ・令和5年度末において、精神病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

	令和元年6月末時点	令和5年6月末時点
精神病床における1年以上の長期入院患者数	61人	58人

- ・精神病棟における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本。

サービス等種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	18人	18人	18人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	18人	20人	22人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	1人

③障がい者の地域生活の支援

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活の支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて創意工夫により整備し、生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備	年1回以上の運用状況の検証	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、令和2年4月よりコーディネーターの配置、面的整備とする

④福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
令和5年度(2023年度)中の福祉施設から一般就労への移行	21人	<u>国の考え方</u> ・福祉施設からの一般就労者数を令和1年度(2019年度)実績の1.27倍以上とする <u>大阪府の考え方</u> ・福祉施設(就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護)を通じて一般就労に移行する方を平成28年度(2016年度)実績の1.3倍以上(府全体で1,700人)とする <u>本市における設定方法</u> ・平成28年度(2016年度)の一般就労への移行者数 $15人 \times 1.4 = 21人$
平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業の利用者数	32人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業利用者を平成28年度(2016年度)末から2割以上増加させる <u>本市における設定方法</u> ・平成28年度(2016年度)の就労移行支援事業利用者 $26人 \times 1.2 = 32人$ (切り上げ)
平成32年度(2020年度)末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率	5割	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い設定する
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い設定する
平成32年度(2020年度)の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	15,391円	<u>大阪府の考え方</u> ・個々の就労継続支援(B型)事業所において設定された平成32年度(2020年度)の目標工賃を踏まえて目標額を設定する <u>本市における設定方法</u> ・府の方向性に従い設定する

⑤相談支援の提供体制の強化・充実

国の指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センター「あおぞら」を中心とし、人材の育成や連携強化を図っていきます。

区分	単位	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	指導・助言 件数【件/ 年】	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件 数【件/ 年】	4	4	4
地域の相談支援との連絡強化の取組	年間実施件 数【回/ 年】	4	4	4

⑥障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の年間参加人数の見込みを設定する。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無とその年間実施回数について見込みを設定する。

大阪府、指定都市、中核市と指定権限を有する市町村においては、障がい福祉サービス事業所と障がい児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無とその年間共有回数について見込みを設定する。

サービス等種別	単位	見込量		
		令和3年	令和4年	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数【人/年】	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数【回/年】	2回	2回	2回
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数【回/年】	1回	1回	1回

⑦発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保

サービス等種別	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数【人/年】	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人数【人】	0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	年間参加人数【人/年】	5	5	5

2 障がい福祉サービスの見込量

①訪問系サービス及び短期入所

《居宅介護》

障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込 量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	76	63	72	72	74	77
		知的障がい者	45	37	42	42	43	44
		精神障がい者	69	74	74	74	76	78
		障がい児	13	11	15	15	16	17
		計	203	185	203	203	209	216
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	2,140	2,198	2,288	2,288	2,355	2,430
		知的障がい者	772	619	772	772	795	820
		精神障がい者	920	918	950	950	978	1,005
		障がい児	233	165	300	300	310	320
		計	4,065	3,900	4,310	4,310	4,438	4,575

《重度訪問介護》

重度の肢体不自由、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込 量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	4	4	5	5	6	7
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		計	4	4	5	5	6	7
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	1,586	1,986	2,350	2,400	2,480	2,550
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		計	1,586	1,986	2,350	2,400	2,480	2,550

《同行援護》

重度の視覚障がいのある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
同行援護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	26	31	32	33	34	35
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		計	27	32	33	34	35	36
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	671	802	800	820	840	860
		障がい児	13	10	15	15	15	15
		計	684	812	815	835	855	875

《行動援護》

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
行動援護	利用者数 [人/月]	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	利用時間総数 [時間/月]	知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0

《重度障がい者等包括支援》

障がい支援区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護等の複数サービスを包括的に行います。

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
重度障がい者 等包括支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	利用時間総数 [時間/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0
		障がい児	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0

《短期入所》

居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障がい者	7	9	9	10	10	10
		知的障がい者	35	37	37	38	39	40
		精神障がい者	1	1	1	1	1	1
		障がい児	4	5	5	5	6	7
		計	47	52	52	54	56	58
	利用日数 (泊数)総数 [人日分/月]	身体障がい者	48	57	57	60	60	60
		知的障がい者	274	238	270	270	280	290
		精神障がい者	1	1	2	7	7	7
		障がい児	18	28	30	30	33	35
		計	341	324	359	367	380	392

②日中活動系サービス

《生活介護》

常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	51	49	51	51	53	55
		知的障がい者	161	162	165	165	168	171
		精神障がい者	31	32	33	33	34	35
		計	243	243	249	249	255	261
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	981	918	985	995	1,030	1,070
		知的障がい者	3,105	3,092	3150	3,200	3,260	3,320
		精神障がい者	288	294	320	330	340	350
		計	4374	4304	4,455	4,525	4,630	4,740

《自立訓練（機能訓練・生活訓練）》

機能訓練は、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要なリハビリ等の訓練を行います。

生活訓練は、生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な入浴、排せつ、食事等の訓練を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練	利用者数 [人/月]	身体障がい者	3	2	2	4	4	5
		知的障がい者	4	5	6	6	7	7
		精神障がい者	6	5	6	7	8	8
		計	13	12	14	17	19	20
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	37	24	24	60	60	75
		知的障がい者	62	82	100	120	135	135
		精神障がい者	127	88	120	140	160	160
		計	226	194	244	320	355	370

《就労移行支援》

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	2	3	3	3	4	5
		知的障がい者	11	11	14	14	15	16
		精神障がい者	18	20	24	26	28	30
		計	31	34	41	43	47	51
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	39	48	50	54	72	90
		知的障がい者	192	189	285	252	270	288
		精神障がい者	257	288	380	390	420	450
		計	488	525	715	696	762	828

《就労継続支援（A型）》

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	18	15	14	17	19	21
		知的障がい者	18	18	20	19	20	21
		精神障がい者	27	31	33	34	38	40
		計	63	64	67	70	77	82
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	350	303	292	346	388	430
		知的障がい者	379	354	380	390	410	430
		精神障がい者	521	583	660	646	722	760
		計	1,250	1,240	1,332	1,382	1,520	1,620

《就労継続支援（Ｂ型）》

企業等や就労継続支援（Ａ型）での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（Ａ型）の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 （Ｂ型）	利用者数 [人/月]	身体障がい者	7	7	9	9	11	12
		知的障がい者	48	54	65	67	69	72
		精神障がい者	44	48	56	60	62	65
		計	99	109	130	136	142	149
	利用日数総数 [人日分/月]	身体障がい者	120	131	172	170	205	230
		知的障がい者	899	975	1,200	1,275	1,320	1,430
		精神障がい者	462	463	680	720	750	780
		計	1,481	1,569	2,052	2,165	2,275	2,440

《療養介護》

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分６で、気管切開をとる人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分５以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【見込み】

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	利用者数 [人/月]	障がい者	11	10	10	11	11	11

《就労定着支援》

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	1	1	1	1	1	1
		知的障がい者	0	0	1	2	3	4
		精神障がい者	5	7	5	7	8	9
		計	6	8	7	10	12	14

③居住系サービス

《共同生活援助（グループホーム）》

就労や生活介護または就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	5	4	3	4	5	6
		知的障がい者	68	70	75	78	82	86
		精神障がい者	10	11	17	18	20	22
		計	83	85	95	100	107	114

《施設入所支援》

生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	32	30	24	24	24	24
		知的障がい者	42	42	47	47	47	47
		精神障がい者	1	1	1	1	1	1
		計	75	73	72	72	72	72

《自立生活援助》

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	1
		知的障がい者	0	0	0	0	0	1
		精神障がい者	0	0	0	0	0	1
		計	0	0	0	0	0	3

④相談支援

《計画相談支援》

指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行い、サービスが適当かを検討（モニタリング）します。

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	9	9	11	11	12	13
		知的障がい者	27	32	41	43	45	48
		精神障がい者	17	16	22	23	25	28
		障がい児	1	1	1	1	1	1
		計	54	58	75	78	83	90

《地域移行支援》

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

（月平均あたり）

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	1	0	0	1	1	1
		知的障がい者	0	0	0	0	1	1
		精神障がい者	0	1	1	1	1	2
		計	1	1	1	2	3	4

《地域定着支援》

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

近年の利用状況、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(月平均あたり)

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	1	1	1	1	1	1
		知的障がい者	0	0	0	1	1	1
		精神障がい者	1	0	0	1	1	2
		計	2	1	1	3	3	4

3 地域生活支援事業の見込量

①必須事業

《理解促進研修・啓発事業》

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくするため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《自発的活動支援事業》

障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《相談支援事業》

障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

〈障がい者相談支援事業〉

障がいのある人の就労、生活支援等の問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

〈基幹相談支援センター〉

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導助言を行います。

〈基幹相談支援センター等機能強化事業〉

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センターに配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

〈住宅入居等支援事業〉

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	5か所
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

《成年後見制度利用支援事業》

判断が不十分な知的障がいや精神障がいのある人で、申立てをする親族がいない場合、審判開始の申立て等、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	実 績		実績見込	見込量		
	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	4人	4人	3人	4人	5人	6人

《成年後見制度法人後見支援事業》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。

本市としても市民後見人の育成、法人後見事業の実施に向けて、大阪府や社会福祉協議会をはじめ関係機関とともに体制整備に努めます。

サービス名	実 績		実績見込	事業見込		
	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

《意思疎通支援事業》

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者 派遣事業	実利用見込み 件数[件]	108	108	100	110	115	120
	実利用見込み 時間[時間]	333	165	160	200	230	250
要約筆記者 派遣事業	実利用見込み 件数[件]	83	60	70	80	85	90
	実利用見込み 時間[時間]	256	106	150	180	200	230
手話通訳者 設置事業	実設置見込み 者数[人]	1	1	1	2	2	2

《手話奉仕員養成研修事業》

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した、ボランティアの養成研修を行います。

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成 研修事業	養成講習修了者数 [人]	11	13	12	13	13	13

《日常生活用具給付等事業》

重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件	4	5	6	7	8	8
自立生活支援用具	件	11	7	9	8	9	10
在宅療養等支援用具	件	19	21	20	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	件	19	17	17	20	23	26
排せつ管理支援用具	件	1,988	1,870	1,980	1,966	1,982	2,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1

《移動支援事業》

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込	見込量		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	利用者数 [人]	身体障がい者	42	38	42	42	45	50
		知的障がい者	169	170	172	170	175	180
		精神障がい者	15	17	19	20	25	30
		障がい児	61	57	60	62	65	68
		計	287	282	293	294	310	328
	年間延時間 [時間]	身体障がい者	8,438	8,593	9,000	9,500	10,150	11,250
		知的障がい者	40,542	40,957	41,000	42,000	44,100	45,360
		精神障がい者	1,938	1,926	2,700	2,880	3,300	3,960
		障がい児	13,471	13,108	17,000	14,350	15,050	15,750
		計	64,389	64,584	69,700	68,730	72,600	76,320

《地域活動支援センター》

障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等を行い自立した生活を支援するもので、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センター	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 [人]	187	224	225	230	235	240

②その他事業

《身体障がい者移動入浴事業》

在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、居宅を訪問して入浴の介護を行います。

《日中一時支援事業》

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障がい者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

《社会参加促進事業》

障がいのある人の社会参加を促進することを目的に、障がい者団体の野外活動等の支援を行います。

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体障がい者 移動入浴事業	実人数 [人]	3	4	4	4	5	5
	延べ回数 [回]	112	178	132	150	180	180
日中一時支援 事業	実人数 [人]	83	88	76	85	90	90
	延べ回数 [回]	3, 803	4, 005	3, 708	4, 050	4, 100	4, 100
社会参加促進 事業	実施回数 [回]	13	13	1	13	14	14
	延べ人数 [人]	474	427	64	450	500	500

【 第 2 期障害児福祉計画 】

1 成果目標の設定

国が令和2年(2020年)5月に示した「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正、及び、大阪府が令和2年(2020年)10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」に基づき、障害児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

成果目標	目標	備 考
児童発達支援センターの設置	1 か所 (設置済み)	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する <u>本市における設定方法</u> ・本市としては設置済 (池田市立やまばと学園)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 か所 (構築済み)	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する <u>本市における設定方法</u> ・本市としては構築済 (池田市立やまばと学園)

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

児童発達支援センター池田市立やまばと学園では以下の療育支援を行っています。

- ・ 「通園部門」…育ちの上で気がかりのある就学前の子どもが通園し、生活・遊び・人とのふれあいを通じた総合的な支援(単独・親子通園あり)
- ・ 「外来部門」…自閉スペクトラム症の診断がある子どもや染色体疾患児・療育手帳を所持している子どもを対象に、月2回の教室で専門療育を行う
- ・ 「保育所等訪問支援」…スタッフが子どもの所属する学校園へ出向き、支援を行う

今後は、早期支援の充実に向けて、児童発達支援センターやまばと学園における受け入れ枠を広げ、保育所との並行通園も可能な教室を開設することにより、より多くの児童に対し、療育支援を行う体制を整えます。

あわせて、ペアレントプログラムや保護者勉強会を実施することで、子どもの発達や特性、関わり方について学ぶ機会を提供し、保護者支援・家族支援などの多様なニーズに応えられるようにします。

また、やまばと学園における保育所等訪問支援により、学校園の教育・保育の充実に努めます。また、卒園児や利用児のフォローとして、児童の所属する学校園との連携を図りながら、地域支援機能の強化に努めます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	目標	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1 か所 放課後等デイサービス 1 か所	<u>国の考え方</u> ・ 令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域で少なくとも1か所以上確保する <u>大阪府の考え方</u> ・ 府内の重症心身障がい児の方の数をもとに令和5年度(2023年度)末までの目標数を設定する <u>本市における設定方法</u> ・ 国・府の方向性に従い、確保に取り組む

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

重症心身障がい児を支援する事業所は、民間事業所として3カ所設置済みです。今後も、利用実績やニーズを把握しながら、やまばと学園での受け入れを検討するなど、重症心身障がい児に対する療育支援体制の充実に努めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

成果目標	目標	備 考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場の設置 コーディネーターの配置	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設置に取り組む

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図る協議の場、及びコーディネーターについては、今後、設置、配置に向けて努めていきます。

④発達障がい者等に対する支援 【再掲】

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に着け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保

サービス等種別	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数 【人/年】	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人数【人】	0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	年間参加人数 【人/年】	5	5	5

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

児童発達支援センターやまばと学園において、ペアレントプログラムや保護者勉強会を実施することで、子どもの発達や特性、関わり方について学ぶ機会を提供し、保護者支援・家族支援などの多様なニーズに応えられるようにします。

現在、通級指導教室で実施しているペアレントトレーニングは、保護者同士が気持ちを共有・共感できる機会としても機能しており、よりよい親子関係を構築する上でも有効と考え、今後も継続的な支援を進めます。

【今後の発達支援施策の推進に向けて】

池田市発達支援システム検討委員会を定期的開催しながら、保健、福祉、医療、教育及び労働に関する業務を担う機関が連携し、発達に支援が必要な方々に対し、個々の発達段階、年齢、生活状況及び社会環境に応じて必要な援助を提供し、適正かつ効果的な支援を行っていくことを目指します。

池田市要保護児童対策地域協議会障がい児関係部会実務者会議において、障がい児に関わる府や市機関が一同に会して定期的に情報共有し、顔の見える関係づくりをしていくとともに、総合的な援助を行えるよう、連携を密に行います。

池田市独自の成長・発達を記録するファイル「いけだつながりシートIkeda_s（イケダス）」は、対象を絞らず、市民であれば遍く利用いただくことが可能であり、ご本人の成長・発達の経過を客観的に捉えるツールとして、周知、配布しています。サポートブックとしての役割も果たすことができ、さまざまなライフステージで、支援や情報の引継ぎにも役立てることができることから、今後も、利便性向上のため、関係機関における利活用を進めます。

2 障がい児福祉サービスの見込量

①障がい児通所支援

これまでの利用実績から利用者数の増減と利用者一人あたりの平均利用日数を求めるとともに、利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

《児童発達支援》

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	117	124	133	143	178	223
	利用日数総数 [人日分/月]	727	682	759	978	1,223	1,529

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

児童発達支援については、年々利用者が増加しており、引き続き増加していくものと見込んでいます。今後も、需要の増加、ニーズの多様化を把握しながら、支援の充実に努めます。

《医療型児童発達支援》

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型児童発達支援	利用者数 [人/月]	4	2	1	4	4	4
	利用日数総数 [人日分/月]	40	11	1	40	40	40

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

本市には医療型児童発達支援センターがなく、これまで、対象者の多くは広域で受け入れ可能な医療型児童発達支援センターを利用してきました。しかしながら、いずれも本市からは距離があり、利用が限られる状況が続いています。作業療法士・理学療法士による機能訓練については、市で行っている機能訓練事業（保健福祉総合センター及びやまばと学園にて実施）や、民間の重症心身障がい児の対応を行う通所支援事業所等で実施しています。また、やまばと学園通園部門における受け入れも検討してまいります。今後も、関係機関との連携を密にし、対象者及び必要な支援の把握に努め、支援体制の充実を図っていきます。

《放課後等デイサービス》

就学児を対象に、学校終了後または休校日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

（月平均あたり）

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	利用者数 [人/月]	249	329	336	387	522	705
	利用日数総数 [人日分/月]	1,647	2,103	2,241	3,685	4,974	6,716

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

放課後等デイサービスについては、年々利用者が増加しており、療育の必要性の認知も進み、引き続き増加していくものと見込んでいます。今後も、需要の増加、ニーズの多様化を把握しながら、支援の充実に努めます。

《保育所等訪問支援》

保育所や小学校等における児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校等を訪問し相談支援を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問 支援	利用者数 [人/月]	0	1	1	4	8	10
	訪問回数 [回/月]	0	1	1	6	12	15

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

保育所等訪問支援については、現在、やまばと学園に加え民間事業所において実施しております。今後、保育所、幼稚園、学校等との連携を推進し、利用の促進、充実に努めます。

《居宅訪問型児童発達支援》

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

(月平均あたり)

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型児 童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
	訪問回数 [回/月]	0	0	0	4	4	4

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

居宅訪問型児童発達支援については、現状サービス利用者はありません。今後、関係機関との連携のもと対象児童の把握に努め、必要な支援につなげられるよう体制の充実に努めます。

②障がい児相談支援

障がい児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障がいのある児童に対し、支給決定時において、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

(月平均あたり)

サービス名	単位	実 績		実績見込	見込量		
		平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい児相談支援	利用者数 [人/月]	6	7	13	22	44	88

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障がい児相談支援については、池田市における利用率はかなり低い状況になっています。障がい児の相談支援を行う事業所が少ないということが最も大きな原因であると考えておりますが、令和2年度より市内相談支援事業所が4カ所から5カ所に増え、今後増加を見込むとともに、利用促進に努めます。

3 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ

本市では、令和2年(2020年)3月に策定した「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公私立保育所・認定こども園における障がい児保育の充実、留守家庭児童会における障がい児を含めた受け入れ体制の充実に努めており、第2期障害児福祉計画の期間中の障がい児の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

成果目標	見込量（人）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ	470人	530人	590人

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

教育センター、幼児保育課、発達支援課が協働しながら、保育所、幼稚園、学校の巡回相談を実施し、支援の必要な子どもの早期発見に努めるとともに、教諭・保育士等のスキルアップを図っていきます。

〔参考〕子ども・子育て支援事業計画における定量的な見込み

「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」において掲げた幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和3年度(2021年度)、令和5年度(2023年度)の関連事業の量の見込み（障がい児を含む）は次のとおりです。

事業区分				見込量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育・保育 給付事業	幼稚園、認定こども園 （1号認定及び2号認定で幼児期の 教育の利用希望が高い利用者）	3～5歳	必要利用 定員総数	1,294	1,246	1,197
	保育所、認定こども園 （2号認定）	〃	〃	1,194	1,248	1,270
	保育所、認定こども園、小規 模保育等（3号認定）	0歳	〃	136	140	138
		1・2歳	〃	789	818	807
地域子育て支援拠点事業			利用延人員	45,666	45,567	44,996
乳児家庭全戸訪問事業			訪問対象 児童数	737	728	720
養育支援訪問事業			支援対象 児童数	65	65	65
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）			利用児童数 ×泊	30	30	30
子育て援助活動支援事業（ファミリー・ サポート・センター事業）		就学前児童	利用延人員	903	903	903
		小学校児童	〃	531	531	531
一時預かり 事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼 稚園型）	〃	〃	58,300	58,441	57,808
	幼稚園型以外の一時預かり（保育所、認定 こども園、地域子育て支援拠点等での預かり）	〃	〃	11,200	11,201	11,149
時間外保育事業（延長保育事業）			利用実人員	1,195	1,195	1,181
放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会）		低学年時	〃	143	143	154
		高学年時	〃	42	42	43

第4章 計画推進に向けて

1 計画の推進体制

① 関係各課等との連携強化

本計画の推進も含めて、障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

② 関係機関・団体との支援ネットワークの整備・充実

障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

本計画の着実かつ効果的に推進するため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Act）、というPDCAサイクルの考えに基づき点検評価を行います。

また、市民・事業者・市の協働・連携による計画推進を図るため、障がい者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「池田市地域自立支援協議会」において計画の進捗状況等を定期的に報告するとともに、多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。